

令和 6 年能登半島地震による被災者に係る一部負担金等の徴収猶予措置の延長について

このたび、令和 6 年能登半島地震において被害に遭われた被災地の皆様に心よりお見舞い申し上げます。

さて、当健康保険組合では、国からの要請に基づき、令和 6 年能登半島地震において災害救助法が適用された地域で被災した被保険者及び被扶養者に対し、下記のとおり、医療機関等での窓口における一部負担金等の徴収猶予を令和 7 年 6 月末日までとし、実施してきたところです（下記「医療費の窓口負担の猶予に係るイメージ」参照）。

今般、国より、令和 7 年 9 月末日まで当該徴収猶予措置の延長要請があったことから、当健康保険組合においても、下記のとおり、延長することといたしました。

ただし、令和 7 年 1 月 1 日以降における医療機関等での受診の際は、マイナ保険証等とともに一部負担金等徴収猶予証明書（以下「猶予証明書」という。）の提示が必要となります。下記の対象者の要件に該当し、徴収猶予の措置を受けようとする場合は、あらかじめ当健康保険組合に申請をしていただく必要があります。

猶予証明書に係る申請方法等の詳細につきましては、当健康保険組合業務課までお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

記

《対象者の要件》

次の（1）及び（2）のいずれにも該当する方

（1）令和 6 年能登半島地震に係る災害救助法の適用市町村に住所を有する被保険者及び被扶養者（災害発生以降、適用市町村から他の市町村に転入した場合を含む）。

（2）次のいずれかに該当する方

- ・住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
- ・主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ・主たる生計維持者の行方が不明である方
- ・主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止された方
- ・主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

《徴収を猶予する一部負担金等の範囲》

- ・一部負担金
- ・保険外併用療養費に係る自己負担額（食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額に相当するものは除く）
- ・訪問看護療養費に係る自己負担額
- ・家族療養費に係る自己負担額（食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額に相当するものは除く）
- ・家族訪問看護療養費に係る自己負担額

《医療機関等での受診時》

医療機関等にマイナ保険証等及び猶予証明書を提示し受診することとする。

《猶予期間》

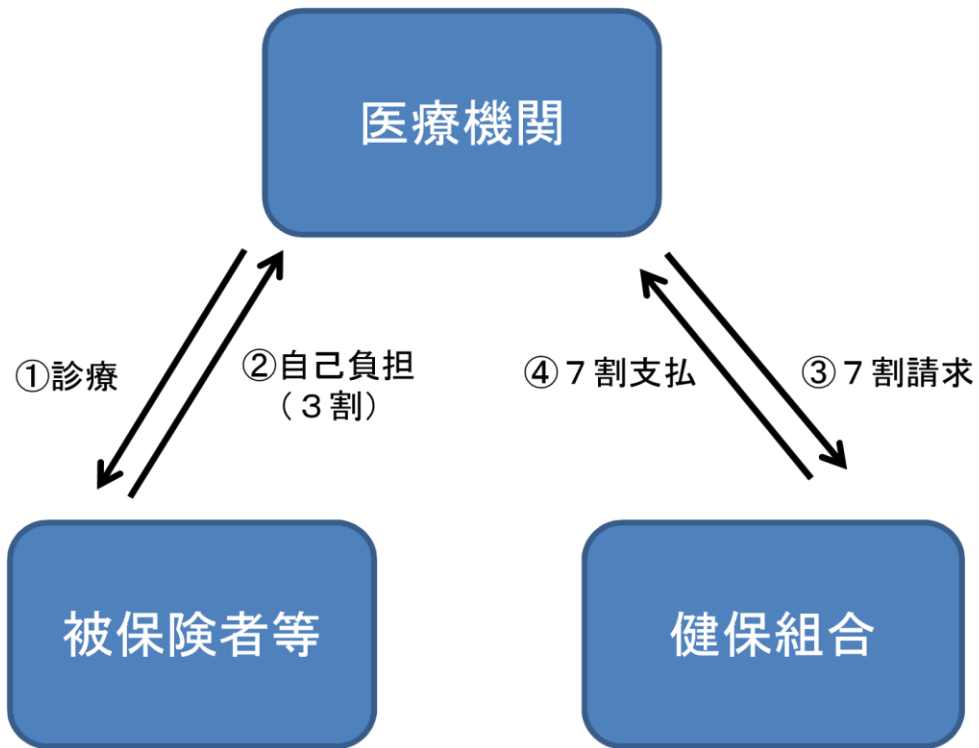
令和 7 年 9 月末日までの診療、調剤及び訪問看護。

《一部負担金等の支払》

徴収を猶予した一部負担金等につきましては、後日当健康保険組合へ返還していただくこととなります。返還方法等につきましては、対象者の方に別途お知らせいたします。

医療費の窓口負担の猶予に係るイメージ

平常時の対応



災害時等の対応 (徴収の猶予)

